

答 申

1 審査会の結論

諮問第 1 2 8 号案件「玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課及び高齢福祉部高齢福祉課における高齢者虐待に関する文書に係る行政情報一部開示決定処分(令和 3 年 1 0 月 8 日付第 1 8 1 号)」及び行政情報一部開示決定の変更決定処分(令和 4 年 2 月 1 8 日付第 1 8 1 - 2 号)について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和 3 年 1 2 月 5 日付で審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同月 8 日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成 1 3 年 3 月世田谷区条例第 6 号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った、玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課及び高齢福祉部高齢福祉課における高齢者虐待に関する文書に係る行政情報開示請求(令和 3 年度受付第 1 8 1 号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和 3 年 1 0 月 8 日付で行った一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)及び令和 4 年 2 月 1 8 日付で行った上記一部開示決定の変更決定処分(以下「本件変更処分」という。)について、請求人が、条例第 7 号第 2 号に該当するとして非開示とした部分の一部及び文書が存在しないとして非開示とした決定の一部について開示を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び意見書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおり要約される。

本件処分について、処分通知書の別紙記載の文書のうち(15)～(17)については玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課の職員から口頭で説明を受けており、「作成していない」というのは世田谷区情報公開条例の趣旨に反する。

処分の変更における経緯や説明がない。また、立ち入りなど実際に行われたことがあるので、当該職員が隠ぺいしていない限り文書は存在するはずである。

〇〇も行われていて明らかに違法である。また、決定した文書はあると聞いている。領収書等はないという事も問題であったが、あるという事も問題である。また、どのような形態で保存しているかも問題である。このことは、世田谷区の出納関係にも問題があると考えられ、適正に処理しているとは到底考えられない。第三者の個人情報という意味では、請求人に対して開示してもいいと確認したはずである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした本件審査請求に係る部分につき、対象の行政情報が不存在であるとして本件処分を行った。その後、本件処分につき、行政情報の件名又は内容並びに開示しない部分及びその理由の一部を変更するとして、本件変更決定処分を行った。

実施機関が、本件処分及び本件変更処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおり要約される。

- (1) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定している。
- (2) 一方、同条第2号は、例外的に非開示となる情報を、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。
- (3) また、条例第10条第2号は「実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面に通知しなければならない。」と規定している。
- (4) これを本件についてみると、実施機関は本件処分において、処分通知書の別紙記載の文書のうち(15)~(17)のすべてを文書不存在であるため非開示としていた。しかしながら、実施機関において改めて対象文書の存否を調査した結果、同(16)及び(17)については対象文書が存在することを確認したものの、いずれも条例第7条第2号に該当するためこれらを非開示とする旨の本件変更処分を行った。
- (5) 「(15)玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長が令和2年1月1日から同年12月31日までの間に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）による立入調査、面会の制限及び警察署長への援助要請を実施決定した日時、件数及び記録の文書」については、当該期間において、実施機関では立入調査、警察署長に対する援助要請等及び面会の制限を実施決定していないため、実施機関において当該文書は作成しておらず、存在しない。
- (6) 「(16)令和2年度世田谷区高齢者虐待対策地域連絡会（令和2年8月6日開催）の配布資料3「高齢者虐待対応の具体的状況」のうち、玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課が報告した案件に関する部分」について、当該文書は当該連絡会において、高齢者虐待の具体的状況について実施機関から報告した際の配布資料であり、
に関する詳細な状況等が記載されている。これらは当該事例に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当する。
- (7) 「(17)玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課において令和3年1月に高齢者虐待防止法に基づく措置を行った高齢者に関する預り金等管理簿、預かり証及び添

付文書一式」について、当該文書は実施機関において、令和3年1月に高齢者虐待防止に基づく措置を行った高齢者に対して作成した預り金等管理簿、預り証及び添付文書一式である。当該文書には、当該高齢者の氏名、住所、生活場所等が記載されている。また、実施機関が当該高齢者の親族から現金等を預かった理由、預り金の金額、支出内容等が詳細に記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当する。

- (8) 以上のことから、本件については本件処分及びこれを補完する本件変更処分によって条例に基づき適正に決定が行われており、違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件処分及び本件変更処分に係る対象文書は「玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課における高齢者虐待に関する文書」である。その内訳は、本件処分及び本件変更処分のそれぞれの決定通知書の別紙に記載されており、「高齢者虐待相談・通報受理簿のうち、令和2年1月1日から同年9月30日までの間に受理した通報に関する部分」、「令和2年1月1日から同年9月30日までの間に行われた、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第1項の規定に基づく立入調査の件数がわかる文書」、「令和元年度第11回世田谷区老人ホーム入所判定委員会(令和2年2月25日開催)の次第(電磁的記録)のうち、玉川地域の案件に関する部分」、「令和2年度第3回世田谷区老人ホーム入所判定委員会(6月分)(令和2年6月5日開催)の次第(電磁的記録)のうち、玉川地域の案件に関する部分」、「高齢者虐待相談・通報受理簿のうち、令和2年1月1日から同年12月31日までの間に開催された虐待対応ケア会議に関する部分」、「令和2年1月1日から同年12月31日までの間における虐待対応ケア会議の記録一式(当該期間において開催された虐待対応ケア会議における高齢者虐待状況についての評価等(アセスメント)に関する事項及び再評価の日時・件数に関する事項を含む。）」、「令和2年1月9日付起案31世玉保第417号「親族申立てに伴う成年後見人候補者の推薦について」(電子決裁)のうち、添付文書の部分」、「令和2年2月13日付起案31世玉保第464号「区長申立てに伴う成年後見人候補者の推薦について」(電子決裁)のうち、添付文書の部分」、「令和2年3月13日付起案31世玉保第506号「区長申立てに伴う成年後見人候補者の推薦について」(電子決裁)のうち、添付文書の部分」、「令和2年5月15日付起案2世玉保第46号「区長申立てに伴う成年後見人候補者の推薦について」(電子決裁)のうち、添付文書の部分」、「令和2年6月11日付起案2世玉保第83号「区長申立てに伴う成年後見人候補者の推薦について」(電子決裁)のうち、添付文書の部分」、「令和2年8月7日付起案2世玉保第186号「区長申立てに伴う成

年後見人候補者の推薦について」(電子決裁)のうち、添付文書の部分」、「令和2年9月11日付起案2世玉保第223号「区長申立て及び親族申立てに伴う成年後見人候補者の推薦について」(電子決裁)のうち、添付文書の部分」、「令和2年12月14日付起案2世玉保第359号「区長申立て及び親族申立てに伴う成年後見人候補者の推薦について」(電子決裁)のうち、添付文書の部分」、「玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課保健福祉課長が令和2年1月1日から同年12月31日までの間に虐待防止法による立ち入り調査、面会の制限及び警察署長への援助要請を実施決定した日時、件数及び記録の文書」、「玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課保健福祉課長が令和2年1月1日から同年12月31日までの間に世田谷区高齢者虐待対策地域連絡会に報告した文書」、「玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課保健福祉課長、係長又は職員が令和3年1月に高齢者虐待防止法の措置を行った高齢者の家族に対し、必要経費として要求した金銭の預かり書並びにその後精算し、返金した金額及び明細のわかる文書」、「玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課保健福祉課長が刑事訴訟法における公務員の通報義務に基づいて関係先に行った通報に関する文書」及び「世田谷区高齢者虐待対策地域連絡会が令和2年1月1日から同年12月31日までの間に世田谷区長に行った高齢者虐待の対応方法等について指針を提示した文書」である。

なお、審査請求書等によれば、請求人は上記対象文書のうち、上記～を審査請求の対象とし、文書が存在すると主張しており、当該非開示部分の開示を求めている。

したがって、本件審査請求対象文書の内容は上記～に記載されたものであり、これは本件処分における決定通知書の別紙2(15)～(17)までに記載されているものであることから、本件処分における決定通知書の別紙2(15)～(17)に係る文書であると認められる。

さらに、本件審査請求が受理された後、実施機関において本件請求に係る対象文書を改めて精査したところ、本件処分における決定通知書の別紙記載の文書のうち(16)及び(17)に相当する文書についてはそれぞれ、「(16)令和2年度世田谷区高齢者虐待対策地域連絡会(令和2年8月6日開催)の配布資料3「高齢者虐待対応の具体的状況」のうち、玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課が報告した案件に関する部分」及び「(17)玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課において令和3年1月に高齢者虐待防止法に基づく措置を行った高齢者に関する預り金等管理簿、預かり証及び添付文書一式」が存在することを確認したため、本件変更処分によって本件処分の一部を変更している。実施機関は、本件変更処分における決定通知書の別紙記載の文書のうち(16)及び(17)の文書を全部非開示とした理由につき、条例第7条第2号に該当する旨を主張している。

よって、当審査会では、本件変更処分における決定通知書の別紙記載の文書のうち(15)の文書の存否に加え、(16)及び(17)の文書については条例第7条第2号に該当するか否かについて判断をする。

(2) 本件処分における決定通知書の別紙(15)の文書の存否について

本件請求に係る対象文書である「玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課保健福祉課長が令和2年1月1日から同年12月31日までの間に高齢者虐待防止法による立入調査、面会の制限及び警察署長への援助要請を変更決定した日時、件数及び記録の文書」の開示請求日時点から現在に至るまでの間の存否について、当審査会が実施機関に聴収したところ、当該期間において、実施機関では高齢者虐待防止法に基づく立入調査、警察署長に対する援助要請等及び面会の制限を実施していないことを確認した。よって、実施機関が文書不存在を理由に当該文書を非開示としたことは、妥当である。

(3) 本件変更処分における決定通知書の別紙(16)及び(17)の文書における条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって特定の個人を識別することができるもの(ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。これに該当する行政情報について、条例に基づく情報公開請求を行った場合、開示請求を行った本人に係る情報であったとしても、同号に該当し非開示となる。

まず、審査会が本件変更処分における決定通知書の別紙(16)に係る文書を検分したところ、当該文書には、実施機関が 事例又は 事例に関する詳細な状況等が記載されていることを確認した。これらの情報は、当該事例に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当すると認められる。

次に、審査会が本件変更処分における決定通知書の別紙(17)に係る文書についても検分したところ、当該文書には、実施機関において を確認した。また、実施機関が が詳細に記載されていることを確認した。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当すると認められる。

よって、当該文書について条例第7条第2号に該当することを理由に非開示としたことは妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和4年6月17日	(諮問第128号) ・審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
令和4年9月15日	(令和4年度第5回審査会)

	・ 諮問事項を審査した。
令和4年10月4日	(令和4年度第6回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和4年11月8日	(令和4年度第7回審査会) ・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和5年12月11日	(令和5年度第8回審査会) ・ 請求人から意見陳述を受けた。 ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和6年1月15日	(令和5年度第9回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。 ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和6年3月5日	(令和5年度第10回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。 ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和6年4月22日	(令和6年度第1回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。 ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和6年7月29日	(答申第128号) ・ 審査庁(世田谷区長)に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁
 副会長 大林 啓吾
 委員 石田 若菜
 委員 白石 裕美子
 委員 松村 武志